### 町内会合併に向けた留意点

本市において、地域の親睦や環境整備、防犯・防災といった活動を担う町内会・自治会(以下、「町内会」という。)は、1,388(平成27年6月1日現在)を数えます。

町内会の規模は、地理的・歴史的な背景により加入世帯数が10未満から 2,000を超える団体まで様々です。平成26年度に本市が実施した「仙台市 町内会等実態調査」によると、世帯数が100以下の町内会は本市全体の 27%を占めており、そうした小規模町内会を中心として、役員の担い手や資 金の不足など、日々の活動に直結する悩みを抱えているのが実情です。

このような課題を解決する糸口の一つとして注目されるのが、「町内会の合併」です。同調査においては、実際に解散・合併を経験した町内会関係者に対するヒアリングを実施しました。そこでは、町内会を維持できなくなった経緯として、高齢化等による活動の担い手不足や役員の負担増大が切実な問題として語られる一方、合併することにより、担い手や活動の機会が増えたといった声も聞かれています。

ここでは、今後の町内会の運営や維持に悩みを抱える町内会の皆様が、その解決の手段として近隣町内会との合併を考える際の留意すべき点について、一般的な考え方を示します。

## 町内会合併の進め方

STEP.1 合併の話し合いを 進める前に

P.36~



STEP.2 合併協議は 慎重に、じっくりと

P.37~



STEP.3 新町内会の誕生 P.39へ

34 町内会活動·運営事例集

#### 町内会合併に向けた留意点

## STEP.1

# 合併の話し合いを 進める前に

#### (1) 合併の必要性の検討 ― メリットとデメリット ―

町内会の内部、あるいは近隣町内会と合併に向けた話し合いを進めていく前に、「合併の必要性」について深く考えてみる必要があります。

町内会の合併には、個々の町内会活動においてより多くの参加者を見込めるようになったり、会費収入が増えて財政が安定したりするといったメリットがあります。一方で、規模が大きくなることにより、運営に関する役員の皆さんの負担が増すことも懸念されます。

それは合併の相手方となる町内会も同じことです。

また、合併先の町内会が、依頼元となる町内会が 抱えている悩みを理解し、合併の必要性について共 感してくれることも望ましいでしょう。

町内会の合併を進める際には、必ず地域と地域、 団体と団体、そして人と人との相互理解が必要不可 欠になることに留意が必要です。

#### (2) 顔の見える関係づくり

町内会の合併を検討する際に大切なことは、あくまでも双方の同意が前提となるということです。認識のすれ違いを放置していれば、合併後に大きなトラブルに発展しかねません。

合併を検討していくことが決まったら、合併の相手 方と想定する町内会に話をもちかけますが、そのため には日頃から「顔が見える関係づくり」が大切です。

まずは、近隣町内会とのお付き合いの程度を思い返してみてください。防災訓練や夏祭りなど、合同のイベントを開催していますか?役員同士の交流はありますか?そこまでに至らずとも、住民同士が良好な関係を築けていますか?

団体同士の合併といっても、実際には人と人との やり取りによって話を進めていくものです。地域間で 「顔の見える関係」を築けているかどうかが、後の合併協議において鍵を握ります。たとえば、会費の擦り合わせ、集会所の使用ルールの制定などにおいて、意見が対立することは十分に考えられる事でしょう。そのようなときに、町内会同士が日頃から意思疎通をできているならば、互いの状況を理解しあって、条件面で譲り合ったり、落としどころを見つけたりすることがスムーズに進むのは、当然のことです。

合併に向けた話し合いのきっかけづくりから、機械的 に済ませようとはせずに、近隣町内会と相談しやすい 関係にあるかどうかを、特に重視してください。 町内会合併に向けた留意点

## STEP.2

# 合併協議は慎重に、じっくりと

#### (1) 時間をかけて話し合い

町内会は各地域の長年にわたる地縁に基づき結成される団体ですので、そこには、明文化されているか否かに関わらず多くの慣行やルールが存在しています。会費や会員資格、役員の任期から、会議の進行方法といった暗黙のルールに至るまで、近隣町内会と全てが一致するケースは極めて稀と言えるでしょう。合併町内会をすぐにでも発足させようとすると、互いの慣習が異なることにより、一つ一つの話し合いが一向に進まなくなることが懸念されます。

また、協議が不十分だったために、かえって運営に

支障をきたす事態が発生してしまったら、その解決の ために余計な時間を取られてしまうでしょう。

協議を急ぐ必要はありません。合併の方針が決まったことにより、町内会活動の活性化を期待する機運は既に高まっているのです。合併協議が完了するまで、町内会の将来をとりとめもなく議論したり、合併先町内会との親睦を深めるイベントを開催したり、地域の盛り上げをじっくりと行う時間ができたと考えるのはいかがでしょうか。

#### (2)協議内容の整理

合併協議に際して決めるべき事項は、ケースによって異なりますが、概ね以下のような点について話し合うことになると考えられます。

- ア 名称や区域、目的といった会の大枠に関する こと
- イ 会費や会員資格、役員や総会といった規約で 定めるべきルール
- ウ 集会所の使用や会費の徴収、ごみ出しといっ たその他細則等で定めるべき詳細なルール

このうち、規約に関わるものとしてアとイを一体に 決めていっても良いでしょうし、ウについては実際に町 内会を運営しながら定めても良いでしょう。いずれに せよ、2つの団体が一つのルールの下にまとまろうと しているわけですから、統一させることの是非も含め て、あらゆる物事について合併後のイメージを共有し ていくことが大切です。

また、神社の管理・利用といった、地域の慣習による事柄についても、くまなく申し合わせを済ませておく ことが望ましいでしょう。

36 町内会活動·運営事例集

町内会合併に向けた留意点

## STEP.2

## 合併協議は慎重に、じっくりと

#### (3) 住民への説明

合併に際して一番大切なことは「住民感情の整理」です。もちろん、合併協議に入る段階ともなれば、双方の町内会の内部で意思決定が済んでいることと思われますが、それでもなお、合併に反対する人が少なからず存在しているかもしれません。「仙台市町内会等実態調査」において実施されたヒアリングにおいても、「住民感情の整理、反対住民の説得に苦労した」といった意見が切実に語られていました。

合併に相互理解が必要なことは既に述べた通りですが、町内会は法令に定めのない任意的な組織であり、日頃からの「ご近所づきあい」が基本となります。感情的なすれ違いが、町内会の運営の障害となることも少なくありません。全ての住民の方々の賛成を得ることは難しいことですが、経過説明を怠らないようにするなど、しこりを残さないために、あらゆる調整を慎重に行うようにしましょう。

#### (4) 合併協議の進め方

合併協議は双方の町内会の役員、あるいは合併プロジェクトチームといった少人数で行うことが望ましいでしょう。事前に日時や場所を打合せ、決められた枠の中で集中的に議論していくことが効率的です。

場所については、双方の集会所でも良いですが、地域の市民センター、コミュニティ・センターを使用することで、公平な協議の場であることを確認することができます。

初回から細部を詰めていくのではなく、改めて顔合わせをする場と捉え、決めるべき点について大まかに確認する程度から始めましょう。徐々に細部の詰めに入っていきますが、回ごとに話し合う事項については、

少なくとも前回の終わりまでに申し合わせます。それを基にして、町内会同士で分担するなど、たたき台となる資料を準備していけば、協議がスムーズに進むでしょう。

また、検討項目ごとの部会・小委員会を設置することも有効です。「集会所使用規則検討部会」「会費検討プロジェクトチーム」といった形で細部を詰め、結果を協議会で再検討・承認する流れを生かせば、より効果的な協議の進行が望めます。

なお、双方の町内会内で協議の進捗状況を定期的 に報告すると、住民の皆さんも理解を深めてくれるで しょう。 町内会合併に向けた留意点

## STEP.3

## 新町内会の誕生

#### (1) 設立総会の開催

合併協議が済んだら、実際の設立に向けた作業を 進めます。まずは新町内会の設立趣意書を住民の 方々に配布して、説明の機会を設けましょう。趣意書 の代わりに、それぞれの町内会の中で、または合同で 説明会を開催するのも良いでしょう。

設立総会に向けて、規約案、事業計画案、予算案等を盛り込んだ議案書を作成します。当日の次第や進行方法、議長の選出方法など、総会の流れに関することも事前に決めておきましょう。これらの準備は合併協議の場で行っても良いでしょうし、協議で決定した

暫定役員の皆さんが細かい資料作成を行うことも考 えられます。

設立総会の開催の目途が立ったら、準備と並行して 住民の方々へ案内状を配布します。ここから当日の開催に至る流れは普段の町内会運営と同様です。ただし、合併することをより印象付けるために、総会と併せて調印式を開催しても良いでしょう。合併前の両町内会長が調印し、さらに合併協議会員や、連合町内会長といった来賓の方々の署名をいただくなどして、新町内会の発足をより確たるものにすることができます。

#### (2) 軌道に乗るまで要注意

総会を終えると、いざ、新町内会の船出となります。 しかし、合併協議において徹底的に詰めてきた町内 会とはいえ、経験の浅い産まれたばかりの団体です。

当初の計画通りに町内会が運営されているか、常に確認し、是正すべき点があれば修正し、新たな計画に生かすといった流れを繰り返し、事業活動の適正化・効率化をめざしていくことが大切です。

異なるルールの下で運営されてきた町内会同士が 合流した形であるため、それぞれの区域で旧来の ルールが優先されてしまうといった事態が起こること も十分予想されます。

住民の皆さんが気持ちよく暮らしていくために必要 な範囲において、常に活動の様子に注意を払う必要 があるでしょう。

#### (3) さらに住み良いまちをめざして

常に運営状況のチェックを怠らずとも、活動が軌道 に乗るにはそれなりの時間がかかります。半年で落ち 着くこともあれば、スムーズな運営ができるまでに1年 以上かかる場合もあるかもしれません。

そのような時、日々発生するトラブル、失敗ばかりに 目を向けるのではなく、町内会を合併したことによる 成果についても話し合ってみることも効果的です。

新しい町内会を結成したことの意義を会員の皆さ んで共有することは、自然と今後の会運営の盛り上げ 機運を高めることにつながっていくでしょう。そこには より良いまちづくりに対するたくさんのビジョンが詰 まっています。

町内会同士、住民同士の共感をめざすことから始まった合併は、新たなご近所さんの存在を実感していくことで、まちづくりのやりがいや面白さを、より多くの皆さんが再認識することにもつながっていくことでしょう。そして、それこそが、町内会活動の本分と言えるのではないでしょうか。